

(新) 千葉県農村地域産業導入基本計画（案）	(旧) 千葉県農村地域工業等導入基本計画														
千葉県農村地域産業導入基本計画 (案) 令和7年〇月 千葉県	<table><tr><td>策定年度</td><td>昭和46年度</td></tr><tr><td>変更年度</td><td>昭和51年度</td></tr><tr><td>変更年度</td><td>昭和56年度</td></tr><tr><td>変更年度</td><td>昭和62年度</td></tr><tr><td>変更年度</td><td>昭和63年度</td></tr><tr><td>変更年度</td><td>平成5年度</td></tr><tr><td>変更年度</td><td>平成9年度</td></tr></table> 千葉県農村地域工業等導入基本計画 平成9年5月 千葉県	策定年度	昭和46年度	変更年度	昭和51年度	変更年度	昭和56年度	変更年度	昭和62年度	変更年度	昭和63年度	変更年度	平成5年度	変更年度	平成9年度
策定年度	昭和46年度														
変更年度	昭和51年度														
変更年度	昭和56年度														
変更年度	昭和62年度														
変更年度	昭和63年度														
変更年度	平成5年度														
変更年度	平成9年度														

目次 <u>(削除)</u> 【削除理由】 昭和63年8月18日63構改B第855号「農村地域工業等導入促進法の運用について」において、基本計画に前文として都道府県における農業、工業等及び雇用の現状とその見通し等を記載するよう示されていたが、平成30年1月19日付けで廃止されたため。 <u>1 農村地域への産業の導入の目標</u> <u>(1) 市町村が実施計画において定める導入すべき産業の業種選定の考え方</u> <u>(2) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方</u> <u>(3) 配慮事項</u> <u>2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標</u> <u>3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</u> <u>4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</u> <u>(1) 施設用地と農用地等との利用の調整の方針</u> <u>(2) 産業導入地区の縮小又は廃止を行う場合の考え方</u> <u>5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</u> <u>(1) 産業基盤の整備</u>	目次 <u>1 前文</u> <u>(1) はじめに</u> <u>(2) 農業の現状とその見通し</u> <u>(3) 工業等の現状とその見通し</u> <u>(4) 雇用の現状とその見通し</u> <u>(5) 農村地域への工業等の導入の実態と今後の基本的考え方</u> <u>ア 農村地域工業等導入計画の策定状況</u> <u>イ 工業等の導入の状況</u> <u>ウ 雇用の状況</u> <u>エ 今後の工業等の導入の基本的考え方</u> <u>2 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入の目標</u> <u>(1) 基本的な考え方</u> <u>(2) 工業等の導入の目標</u> <u>ア 工業等の導入の考え方</u> <u>イ 導入すべき工業等の業種</u> <u>ウ 工業等導入地区の設定の考え方</u> <u>エ 工業等導入地区の見直しの考え方</u> <u>3 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標</u> <u>4 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</u> <u>5 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針</u> <u>6 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項</u> <u>(1) ハードな産業基盤の整備</u>
--	--

<u>(2) 定住等及び地域間交流の条件の整備</u> <u>6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項</u> (1) 雇用情報の収集及び提供 (2) 職業紹介等の充実 (3) 職業能力開発等の推進 <u>7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</u> (1) 担い手の育成・確保 (2) 農業生産基盤及び農業施設の整備 <u>(削除)</u> 【削除理由】 8 その他必要な事項に統合 <u>8 その他必要な事項</u> (1) 環境の保全等 (2) 農村地域の活力の維持増進への配慮 (3) 過疎地域等への配慮 (4) 農業団体等の参画 (5) 関係部局間の十分な連携等 (6) 企業への情報提供等 (7) 遊休地解消に向けた取組 (8) 撤退時のルールの設定 (9) 実施計画のフォローアップ体制の確保 <u>(削除)</u> 【削除理由】 様式例が廃止となったため	<u>(2) ソフトな産業基盤の整備</u> <u>(3) 生活基盤等定住条件の整備</u> <u>7 労働力需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項</u> (1) 雇用情報の収集及び提供 (2) 職業紹介等の充実 (3) 職業能力開発等の推進 <u>8 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</u> (1) 農業経営基盤強化促進対策の促進 (2) 農業生産基盤及び農業施設の整備 <u>9 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項</u> (1) 立地上の配慮事項 (2) 環境保全対策の検討及び実施計画への反映 (3) 実施計画の具体化にあたっての配慮事項 <u>10 その他必要な事項</u> (1) 農村地域への工業等の導入の広域的推進 (2) 工業等導入地区に関する情報等の周知徹底及び立地後の企業の指導 (3) 下請関連企業及び地元中小企業の育成 (4) 農村地域の活力の維持増進への配慮 (5) 過疎地域等への配慮 (6) 農業団体等の参画 (7) 連絡調整体制の確立 (8) 農村地域工業導入促進センターの活用 (9) 地価の安定等への配慮 <u>参考資料</u>
---	---

(削除)

1 前文

(1) はじめに

農村地域への工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ）の導入については、農村地域工業等導入促進法（以下、法という）第4条第1項の基本計画に即して、計画的にその促進を図ってきた。

このようななかで、本県経済は東京湾横断道路をはじめとする幹線交通網の整備や、幕張新都心、成田国際空港都市、かずさアカデミアパークを中心とした千葉新産業三角構想の着実な進展とも相まって農業と工業がバランスよく発展し、21世紀の首都圏の発展をリードする地域として大きな注目と期待を集めている。

一方、近年における社会経済情勢は、急激な円高の進行、東南アジア諸国を中心とする外国製品との競合に激化等新たな経済環境の変化等が生じている。

また、農業を取り巻く情勢も、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れ、農畜産物の生産過剰基調、農業後継者の不足等による農業就業者の高齢化の進展等厳しさを増している。

こうしたなかで、国は、国土の均衡ある発展と健全な農村地域社会の形成を進めていくためには、農村地域への計画的な企業立地が重要であり、地域の内発的、主体的な地域開発の方向及び総合的な産業立地条件等地域の特性に即した工業等の導入を推進する必要があるとして、農村地域工業等導入基本方針の6回目の見直しを行い、平成8年6月に公表した。

本県においても「ちば新時代5か年計画」（平成8年3月策定）に基づき、豊かな地域社会の形成を目指し、環太平洋地域の産業発展をリードする「国際産業母都市」化を図っていくため、新産業創造拠点の形成を図るとともに、地域内発型産業の育成とそれに寄与する企業の誘致を推進しつつ、今後も、安定した就業機会の不足している地域に重点を置き、かつ広域的な視点に立って、優良農地の保全に十分配慮し、地域の特性を生かした工業等の導入を進める必要がある。

そのため、平成12年度を目標年次として以下の計画により、農村地域への工業等の導入を図るものとする。

(2) 農業の現状とその見通し

本県の農業は、首都圏にあって、豊かな土地資源と温暖な気候に恵まれるという好条件を活用し、全国第1位の野菜や米、畜産など多彩でバランスのとれた生産を展開し、昭和44年以降全国第三位、さらに平成6年には農業粗生産額が初めて5,000億円を突破し、全国第2位の農業県になったところである。

しかしながら、農業の現場は、生産者の高齢化や担い手の減少、中山間地域を中心とする地域社会の活力の低下など数多くの課題に加え、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施による農畜産物の輸入自由化、新食糧法の施行に伴う生産・流通の変化など21世紀を目前に大きな転換期を迎えている。

このような背景の中で、千葉県では、これら農業・農村をめぐる動きに的確に対応するため、「千葉県21世紀農業展望構想」(平成4年12月策定)や「ちば新時代5か年計画」(平成8年3月策定)にのっとり、生産基盤の強化を図り、生産コストの低減と、より高品質な農畜産物の生産など、新たな国際環境に対応した農林業の振興を図るものとする。

(3) 工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業(以下工業等という。)の現状と見通し

本県の工業は、素材・エネルギー型産業を中心とする東京湾臨海部の京葉工業地帯の形成による発展を契機に、その後の成田空港や幹線道路、工業団地等の基盤整備による内陸部への立地優位性の高まりを背景に、先端産業を中心とする加工組立型産業の内陸部への立地が進展している。

このような状況のもと、平成6年の製造品出荷額等は11兆円を超え、全国第8位となっている。本県の工業を製造品出荷額等構成比で見ると、化学、鉄鋼、石油・石炭などの基礎素材型産業のウエイトが約6割と比較的高くなっている。また、地域的には製造品出荷額等に占める臨海地域の割合が約50パーセント程度となっているが、近年は、内陸部」への工業集積にともない、内陸地域の占めるウエイトが高くなっている。

本県の工業立地の特徴は、工業団地の造成による計画的な工業用地の供給を行ってきたことであり、これまで臨海部に約6,700ヘクタール、内陸部に約2,000ヘクタールの工業団地が造成されている。

今後は、「ちば新産業ビジョン」（平成6年3月策定）及び「ちば新時代5か年計画」に基づき、母工場の立地や研究開発型中小企業の育成に努めるとともに、幹線交通網や周辺産業集積などの地域特性を生かした工業団地の整備を計画的に進め、先端技術・成長産業さらには外資系企業等の新たな企業立地を促進するものとする。

道路貨物運送業は、平成6年度では、事業所数2,392社、保有台数39,562台、従事者数59,058人である。主な取扱品としては、都市部が工業製品であり、その他は農水産物という傾向を示すが、近年の宅配便の普及、消費者ニーズの多様化に伴う多頻度少量輸送の進展による需要も増加している。

倉庫業は、平成6年度では、事業所数322社、従事者数5,748人であり、取扱品としては鉄鋼・合成樹脂等の工業物資、輸入穀物等の農水産物が主であるが近年の多品種少量生産、在庫圧縮のための多頻度少量輸送方式の普及を反映し、利用頻度が増加の傾向を示すとともに、在庫管理、流通加工等の新たな業務需要が増大してきている。

こん包業は、平成6年度では、事業所数100社、従業員数3,559人で事業所数、従業員数ともに増加している。

本県の卸売業は、平成6年度では、商店数11,344店（全国10位）、従事者数106,341人（全国9位）、販売額7兆9,679億円（全国12位）である。業種別にみると建築材料、食料、飲料、農畜産物、水産物が全体の約5割を占めており、また地域別にみると東葛飾地域、千葉地域のウエイトが高い。

（4）雇用の現状とその見通し

本県の景気は不況から極めて緩やかな回復基調にあり、雇用情勢は一部で明るい兆しが見られるものの、依然として厳しい状況で推移している。

このため、高年齢者や障害者に配慮した雇用維持の取り組みをはじめ、就業意欲の向上、子育て後に再度労働市場に参入を希望する主婦等に対する援助など、きめ細やかな対策が求められている。

したがって、地域の産業・雇用動向を把握、分析し、景気の動向に即応した機動的な雇用対策を進めるとともに、企業への雇用維持及び雇用の場の確保要請、高年齢者の継続雇用の促進、女子労働力の有効活用、

	<u>若年者の地元就職の促進等による総合的な雇用対策を積極的に展開することにより、雇用の確保・創出を図るものとする。</u> <u>(5) 農村地域への工業等の導入の実態と今後の基本的な考え方</u> <u>ア 農村地域工業等導入実施計画の策定状況（平成8年3月末の状況）</u> <u>農村地域工業等導入実施計画は、策定対象市町村51市町村のうち18市町村19地区で策定され、その計画面積は670.4ヘクタールである。</u> <u>計画策定主体別にみると、県計画は3市町3地区で222.2ヘクタール、市町村計画は15市町村16地区で448.2ヘクタールである。</u> <u>実施計画の変更については、3市町3地区について、経済情勢の変化、用地買収が困難などの理由から実施計画を取り消した。また、工場用地等の不足等から5市町村5地区について実施計画地区の拡張等を行った。（別紙1：「農村地域工業等導入実施計画策定状況」参照）</u> <u>イ 工業等の導入の状況（平成8年3月末の状況）</u> <u>農村地域工業等導入地区は、19地区あり、そのうち導入済地区が7地区、一部導入済地区が6地区、未着工地区が6地区となっている。</u> <u>地区への導入企業については、96企業が操業中、5企業が導入内定済みとなっており、この工場用地等は、全工場用地等の46パーセントにあたる。</u> <u>進出企業の業種は電機機械製造業及びプラスチック製品製造業が各11社と最も多く、次いで金属製品製造業が10社あり、この3業種で全体の34パーセントを占めている。また、道路貨物運送業が4社、卸売業が3社進出している。</u> <u>企業の資本金規模別でみると、個人企業から資本金100億円以上の階層まで幅広く、最も多い階層が資本金1千万円から5千万円未満で46企業あり、全体の48パーセントを占めている。</u> <u>また、工場用地等の規模別でみると、1千平方メートルに満たないものから20万平方メートル以上のものまでと幅広いが、3千平方メートル以上2万平方メートル未満の間に集中しており、全体の59パーセントを占め、平均1企業で当たり2万1千平方メートルとなっている。</u>
--	---

ウ 雇用の状況（平成7年3月末の状況）

雇用従業者は、94企業で5,935人（うち男性3,719人、女性2,216人）であり、1企業あたり63人である。

雇用従業者を年齢階層別にみると、24歳以下が21パーセント、25歳から54歳が71パーセント、55歳以上が8パーセントとなっている。

雇用従業者のうち地元からの雇用者は4,027人で、全体の68パーセントを占めている。地元雇用者の雇用形態は、常用が90パーセント、臨時が10パーセントである。また、地元農家世帯からの雇用者は、1,061人であり、これは地元雇用者の26パーセントにあたる。

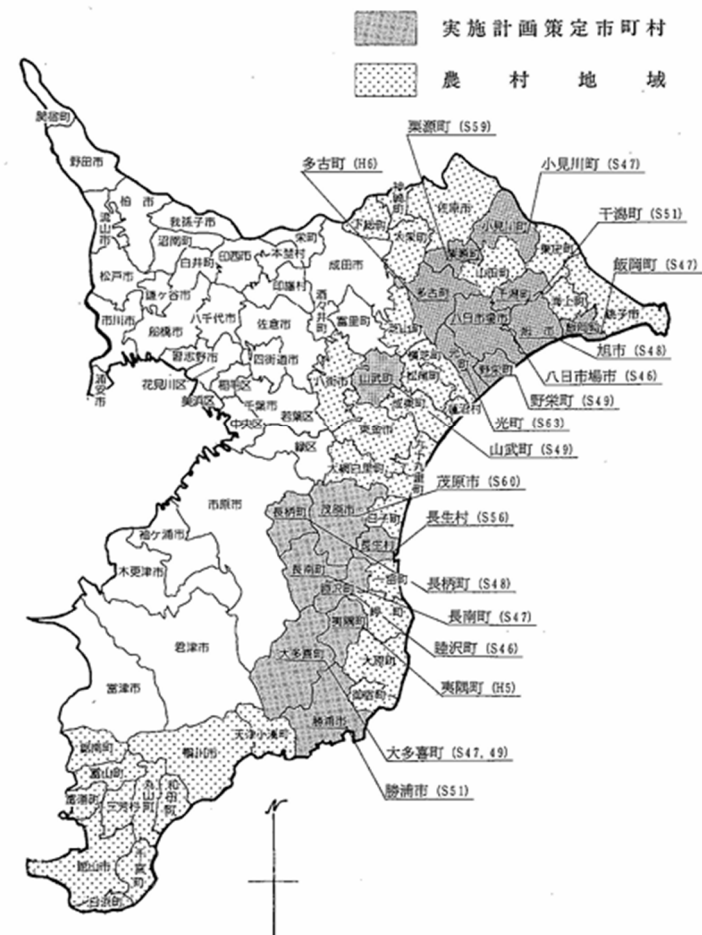
エ 今後の工業等の導入の基本的考え方

今後は、農村地域における計画的な土地利用を前提とした工業等の導入を、農業構造の改善との有機的連携のもとに進めることを基本とし、当面、既に策定した実施計画の見直し並びに地域の個性と独自性を生かした地域内発型産業の育成に重点を置くものとする。

また、新たな工業等導入地区の設定にあたっては、企業立地要因の変化を踏まえた工業等導入の必要性及び可能性等を検討のうえ慎重に取り扱うものとする。

(削除)

農村地域工業等導入実施計画策定状況



1 農村地域への産業の導入の目標 法第4条第2項第1号（義務的記載事項）
(削除)

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

「農村地域への産業の導入に関する基本方針1（1）」

2 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入の目標
(1) 基本的な考え方

本県の工業は、素材・エネルギー型産業を中心とする東京湾臨海部の京葉工業地帯の形成による発展を契機に、その後の成田空港や幹線道路、工業団地等の基盤整備による内陸部への立地優位性の高まりを背景に、先端産業を中心とする加工組立型産業の内陸部への立地が進展している。

このような状況の中で、本県では、平成6年3月に策定した「ちば新産業ビジョン」及び「ちば新時代5か年計画」に基づき、幹線交通網や周辺産業集積などの地域特性を生かした工業団地の計画的整備を進めるとともに、「国際産業母都市」化を目指して、企業の中核的機能を果たす工場「母工場」や研究所、インテリジェント化された物流拠点であるロジスティクス・センター等千葉県競合優位性を生かした機能の導入に努め、先端技術・成長産業さらには外資系企業等の新たな企業立地を促進し、新産業創造拠点の形成を図っていることである。

農村地域についても「ちば新産業ビジョン」及び「ちば新時代5か年計画」を踏まえ、成長性及び安定性が高く雇用効果の大きい業種の導入に努め、就業の安定化を通じて、農業と工業等の均衡ある発展と農業構造の改善の促進を図るものとする。

さらに、地域社会との調和、環境の保全、土地及び水利用の適正化、地場産業との協調、構造改善諸施策との調整、地域に賦存する資源の活用等に十分留意し、地域の個性と独自性を生かした工業等の導入を進め、農村地域の雇用構造の高度化に資するものとする。

(2) 工業等の導入の目標

ア 工業等の導入の考え方

工業等の導入にあたっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画及び農業振興地域整備計画等、各種の土地利用計画との調整を図りつつ、農業を含めた地域産業の振興や地域づくりに役立つよう、農村整備の方向に即した計画的な工業等の導入を進めるものとする。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の整備に努めるとともに、緑地施設を地域住民に開放するなど、周辺地域の環境への貢献にも配慮するものとする。

農村地域への産業の導入に関するガイドライン 第3 1 (1)

(1) 市町村が実施計画において定める導入すべき産業の業種（以下、「導入業種」という。）選定の考え方

「基本方針1 (2) ア、ガイドライン 第3 1 (1)

① 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

「実施計画において定める産業を導入すべき地区

就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること。したがって、例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくない。また、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

「ガイドライン第1

農業と導入産業との均衡ある発展とは、農業側において、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等が図られることにより、また、導入産業側において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することをいう。また、例えば、ICT関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業等の農業を支援する機能を有する産業が、地域の農業と相互に補完し合いながら、そのいずれもが発展することも、農業と導入産業との均衡ある発展の一形態である。これに加え、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。

「ガイドライン 第3 1 (1)

② 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

「基本方針1 (2) イ、ガイドライン 第3 1 (1)

地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮すること。したがっ

さらに、工業等の導入と相まって産業基盤や定住条件等の整備を進め快適でゆとりある暮らしのできる活力に満ちた農村の実現を目指すものとする。

イ 導入すべき工業等の業種

(1) に掲げた基本的な考え方に基づいて、新規・成長産業分野で雇用効果が期待される工業を計画的積極的に導入していくものとする。また、農産物の高付加価値化に資する1. 5次産業等、地域資源等を生かした内発的産業の振興を図るものとする。

具体的な業種としては、情報通信及び食品加工等で公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業などの立地を図るものとする。

また、本県は成田空港、千葉港という世界に向けた空と海の表玄関を持つなど、外資系企業の立地優位性があるため、積極的に外資系企業の誘致を図るものとする。流通関連の道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業については、広域交通網の整備とともに県内への進出も増加しており、各業種の特徴を生かしながら、情報・文化等、複合的な機能も果たせるように配慮し、その導入を促進するものとする。

て、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種が望ましい。

〔基本方針1 ② ウ、ガイドライン 第3 1 ①〕

- ③ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること
周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられるか否かに関わらず、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断する。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要があるときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意することが望ましい。

- ④ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

〔基本方針1 ② エ、ガイドライン 第3 1 ①〕

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の積極的な導入を促進するよう配慮すること。

- ⑤ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

〔基本方針1 ② オ、ガイドライン 第3 1 ①〕

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下、「法」という。）においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

〔基本方針1 ③、ガイドライン 第3 1 ① ②〕

（２）産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において産業導入地区の対象とする区域は、法の規定により定められる農村地域とし、これらの地域において地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域は、市町村が実施計画において地番単位で

ウ 工業等導入地区の設定の考え方

新たに工業等導入地区を設定する場合には、既存の実施計画の進捗状況、地域の安定的就業機会の状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況及び農業構造の改善の熟度等を勘案しつつ、工業等の導入の必要性及び可能性を総合的に検討し、慎重に取り扱うものとする。

定めることとし、区域を定める際の留意事項については以下のとおりとする。

① 各種土地利用計画との調整の方針

産業導入地区の区域の設定に当たっては、千葉県農業振興地域整備基本方針に即して設定することとし、その他国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を図る。

② 市町村と県の関係部局との調整の方針

市町村は、産業導入地区の区域の設定に係る調整に当たっては、市町村の関係部局間において十分調整を行った上で、実施計画素案の作成段階で、県の関係部局と事前に調整を行い、その結果を実施計画に反映する。

その際には、地域未来投資促進法に基づく成田新産業特別促進区域基本計画等、県で定める地域に関する計画や、県において実施している事業の趣旨等と整合を図る。

③ 過去に造成された工業団地等の活用の考え方

市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとするほか、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示することが望ましい。

④ 立地ニーズや事業の見通しの考え方

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

(3) 配慮事項

① 導入企業及び既存企業との交流の促進

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、

この場合において、工業等の導入がなされるような良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施等工業等の導入の基本となる諸条件が整う場合に限り行うものとする。

エ 工業等導入地区の見直しの考え方

既の実施計画を策定した地区で、良好な立地条件、産業基盤及び企業誘致活動等工業等の導入の基本となる諸条件が整う見込みのない場合、あるいは工場用地等に不足をきたしており拡大が必要な場合は、見直しを行うものとする。

実施計画の見直しに伴って工業等導入地区の縮小又は取消し等の変更をする場合は、実施計画が、各般の土地利用計画との調整及び農地転用に関する所要の調整協議を了して定められているものであるため、当該地区の工業用地等の将来の見通しを十分検討し、慎重に取り扱うものとする。

この場合、地域住民の意向を十分反映させるとともに土地の地権者（実施計画策定時における土地の地権者も含む。）の利害関係を十分調査し、変更後の土地が適切に利用されるよう配慮するものとする。

また、工業等の導入が完了し、又は完了することが確実な場合で工業用地等に不足をきたし拡大が必要な工業等導入地区については、ウの「工業等導入地区の設定の考え方」に即し取り扱うものとする。

企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺環境の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

② 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性にとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

〔法第4条第2項第2号（義務的記載事項）〕

〔基本方針2、ガイドライン 第3 1 ②〕

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、県及び市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I Jターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

3 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

農村地域に工業等を導入するにあたり、市町村等は地域社会の年齢構成等を勘案し、農業従事者の就業の意向、地域における雇用機会や人口構成上の抱えている問題等を把握し、地域の実状に対応した工業等の導入を進めるものとする。

また、農村地域への工業等の導入によって増加する労働力の需要に対しては、農業生産の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、立地企業の特質に応じて、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した雇用機会の確保を図るものとする。

さらに、中高年齢層の就業機会の円滑化、日雇い・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進、女性の職業能力発揮のための条件整備及び若年層の定着化を図っていくものとする。

また、労働条件面で若年者及びUターン希望者等に魅力ある雇用機会づくりと職場環境の整備を図るとともに、地方志向の高まりに対応した人材

「法第4条第2項第3号（義務的記載事項）」

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 基本方針3、ガイドライン 第3 1 (3)

地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画や農林水産業・地域の活力創造プランで示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者等の地域に中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、持続的に営まれる生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化や、豊かな自然等の地域資源の活用による農業の六次産業化等により、農業の振興を図ることに配慮するとともに、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する基本構想や、地域計画の内容等に留意する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進する。

「法第4条第2項第4号（義務的記載事項）」

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針 基本方針1、ガイドライン 第3 1 (4)

農村地域への産業の導入に当たっては、1の「農村地域への産業の導入の目標」に即し、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農用地等としての土地利用を図ることが適当である優良農地等の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、適切かつ円滑に行われるよう、次のとおり施設用地と農用地等との利用の調整を図る。

なお、産業導入地区の区域の設定は、1の（2）「産業導入地区の区域

の地方還流の円滑化を促進するものとする。

4 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農業構造の改善については、地域における自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、かつ、「ちば新時代5か年計画」に即して、今後とも農業によって自立しようとする農業者の経営規模の拡大を図るものとする。

このため、導入された工業等に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応のなかで認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条1項の認定を受けた者。）等地域の中核的な農業経営者への農用地利用の集積を進めるとともに、地域農業の組織化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立を図るものとする。

この場合、「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」を踏まえつつ、農業生産の基礎条件の整備を計画的に進めるとともに、農村地域工業等導入実施計画において計画された工業等の確実な導入を期するよう、市町村は総合的に工業の導入と農業構造の改善効果が促進されるよう配慮するものとする。

また、農業を支援する機能を有する工業等と地域の農業が業務・資本・技術等の提携を進め、農産物の高付加価値化や豊かな自然等の農村地域資源の活用により、農業の1. 5次産業化を推進する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ加速的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に促進するものとする。

5 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針

工場用地等の選定については、地域の土地利用に資することを主旨とし、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法律による土地利用計画に即してこれを実施するものとする。

実施に当たっては、工場立地法(昭和34年法律第24号)による工場適地調査を参酌することとし、その他の留意事項としては次のとおりとする。

の設定及び見直しの考え方」によるが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、以下の方針に基づき産業導入地区の区域を設定する。

(1) 施設用地と農用地等との利用の調整の方針

① 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる

・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

・ 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる

など、土地の農業上に効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること

③ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導

なお、既存の実施計画策定地区において、実施計画の縮小又は取消しにより、当該実施計画地区から除外される農用地等の利用については、当該地域の農業振興の実情に即し、農用地としての利用に努めるものとする。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく市町村整備計画が定められている市町村の区域内に工業等導入地区を設定しようとするときは、当該整備計画の農用地利用計画において農用地区域としている区域内には工業等導入地区を設定しないものとする。

ただし、農用地区域以外の土地の地形及び広がり等から農用地区域以外の区域に工業等導入地区を設定することが困難であり、かつ工業等導入地区の設定のための農用地利用計画の変更により、変更後の農用地利用計画に支障を及ぼすものでないことが明らかであると判断できる場合には、当該農用地利用計画の変更により工業等導入地区を設定することもやむを得ないものとする。

この場合、市町村は事前に当該農用地利用計画の変更手続きをとるものとする。

(2) 土地改良諸施策が実施され、又は実施が予定(計画)されている地区に工業等導入地区を設定しようとするときは、当該市町村は事前に県と協議し必要な調整措置を講ずるものとする。

(3) 県実施計画における工場用地等の選定にあたっては、その地区が都市計画法第7条の市街化調整区域 内に設定しないこととし、市町村実施計画についても、同法第34条第10号イに適合し得る開発行為に係る地区の場合を除き同様に取り扱うものとする。

また、用途地域の設定された都市計画区域内においては、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内にこれを定めるものとする。

入地区の区域に含めないこと

⑤ 農地中間管理機構関連農地整備事業の取組に支障が生じないようにすること

ア 土地改良法の規定により土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと

イ 農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定にあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと

なお、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地については、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連農地整備事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地に含まれる。

優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、市町村は県の農政部局と密接に調整を行う。

ウ 農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむをえない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと

(2) 産業導入地区の縮小又は廃止を行う場合の考え方

産業導入地区の区域を縮小又は廃止する場合は、地域住民の意向を十分反映するとともに、縮小又は廃止に係る土地の地権者（実施計画策定時における土地の地権者を含む。）の利害関係を十分調査したうえ、次の点に留意して実施計画を変更する。

① 縮小又は廃止に係る土地に農用地区域が含まれていない場合

優良農地の確保の観点から、当該土地の形状等に照らし、農用地区

域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

② 縮小又は廃止に係る土地に農用地区域が含まれている場合

変更前の実施計画において、農用地区域からの除外又は農地転用を伴う施設用地が位置付けられている場合は、当該実施計画の変更に先立って都道府県に連絡し、変更後の当該土地に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度上の取扱いに関して所要の調整を行う。

〔法第4条第3項第1号（義務的記載事項）

基本方針4、ガイドライン 第3 1 (5)

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要である。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。

また、地域再生法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

(1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入

6 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

農村地域への工業等の導入を促進するためには、将来の見通しを的確に把握しながら、産業基盤及び生活基盤等の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努めるものとする。

(1) ハードな産業基盤の整備

優良な農用地の確保に配慮しながら、工場等の立地に必要な用地、共同流通業務施設、道路、工業用水道、通信運輸設備等の整備を行うこととし、次の事項に留意するものとする。

ア 工業等の導入が円滑に進むよう導入すべき工業等の特性及びニーズを十分に把握し、適切な用地、道路等立地条件を有する地区の設定を促進する。

に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

(2) 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。

また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

イ 工場用地等の取得、造成については、各段階において周辺地域を含む地域全体の工業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、工場用地等の需給状況、周囲の企業の立地状況、地域における物流網の状況等、工業等の導入の可能性及び時期等を十分に勘案のうえ実施し、過度な先行投資はさける。

ウ 関連施設の整備を含めて工場用地等の整備を行うにあたっては、工業等導入関連農業基盤整備事業等の活用により農用地と工場用地等との一体的な整備を推進する。この場合、農用地所有者等の意向や要望が十分反映されるよう必要な事前対策を講ずる。

エ 用地取得にあたっては、農業によって自立しようとするものに対する代替地等の斡旋等に極力努めることにより、農業者の生活安定、農業経営の維持改善の発現に十分配慮する。

オ 共同流通業務施設の設置にあたっては、地域における安定的な物流網の形成に配慮するとともに工業等導入地区に立地する企業の需要動向を十分に把握し、適正な規模となるよう留意する。

カ 生活用水、農業用水等との調整を図りつつ、工業用水道の確保に努める。

キ 道路等関連施設の整備事業を実施する場合は、立地企業、地域住民等と十分に連絡調整を図る。

ク レクリエーション関連施設、託児所、医療施設、公園緑地等の生活環境施設等の整備を図り、地域における福祉の向上に寄与するよう努める。

(2) ソフトな産業基盤の整備

農村地域への工業等の導入を促進するためには、工業等導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や下請企業の確保、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフトな産業基盤の整備を図ることが重要であり、広域的視点にたって整備を進めるものとする。

特に、高度な技術を要する工業等の導入を促進するため、県の助成制度等を有効に活用し、研究所の立地や大学の誘致、さらに専門学校等の振興を図るものとする。さらに、公設試験研究機関等を効果的に活用し、県内産業の技術の高度化と技術革新に即応した人材の養成及び企業等との交流・連携を推進するものとする。

「法第4条第3項第2号（義務的記載事項）」 基本方針4、ガイドライン 第3 1 ⑥ <u>6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項</u> <u>導入産業に農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。</u> (1) 雇用情報の収集及び提供 導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。 (2) 職業紹介等の充実 農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて<u>導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企</u>	<u>また、必要に応じて導入すべき工業等とかかわりの大きい対事業所サービス業、機械修理業、研究所等の業種についても、周辺における企業の配置状況等を勘案しながら工業等導入地区内への立地について配慮するものとする。</u> (3) 生活基盤等定住条件の整備 農村地域における定住条件の整備を推進するため、総合的な環境の整備と安定した就業機会の確保に努めるものとする。 総合的な環境整備については、地域社会における安全面、衛生面等に配慮し、快適で調和のとれた環境・くらしづくりを進めるとともに、祭り、スポーツ、農村文化活動の振興、むらの自慢づくり等を促進し、文化と活力のあるむらづくりを推進するものとする。また、安定した就業機会の確保については、地域に賦存する資源等を有効利用した加工施設や工業等導入地区の下請企業等の育成に努めるものとする。 これら定住条件の整備にあたっては、複数の市町村からなる広域的な視点も配慮し、工業等の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置き実施し、農村地域定住促進対策関連事業や農村整備関連事業等の有効な活用を図るものとする。 <u>7 労働力需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項（新設）</u> (1) 雇用情報の収集及び提供 導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業・農業従事者等への提供に努める<u>ものとする。</u> (2) 職業紹介等の充実 <u>農業従事者がその希望及び能力に応じて導入される工業等に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するととも</u>
---	--

業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

〔法第4条第3項第3号（義務的記載事項）

基本方針4③、ガイドライン 第3 1 ⑥

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

(1) 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における地域計画の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ、地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

に、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努めるものとする。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入される工業等へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度等の積極的な活用に努めるとともに、企業が高付加価値分野や新分野への事業展開を図る場合の支援に努める。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、雇用安定事業による助成及び福祉施設の効率的な設置等雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずることとする。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努めるものとする。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業等への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用とあいまって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等の活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施するものとする。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導に努めるものとする。

8 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

(1) 農業経営基盤強化促進対策の促進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、農業経営基盤強化促進事業等の活用を図りつつ、認定農業者を中心とした地域農業の早期確立を図るものとする。

この場合において、経営感覚に優れ、国際化に対応し得る力強い農業経営の育成をめざし、全国、県、市町村等の各段階に設置されている農

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、<u>重点的かつ効果的な実施に努める。</u> (2) 農業生産基盤及び農業施設の整備 効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に<u>農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。</u> <u>(削除)</u>	<u>業経営改善支援センターが中心となり、認定農業者等の育成・確保等に努めるとともに、農業委員会等との連携協力により、これら認定農業者等に対する農地の流動化に積極的に取り組むものとする。</u> また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進する等重点的かつ効果的な実施に努めるものとする。 <u>さらに高齢者の能力の適切な活用等に配慮しながら、地域の農業生産の担い手の育成、生産組織の育成のための諸施策を進めるものとする。</u> <u>なお、これらの施策を円滑に進めるため、県及び市町村の構造政策推進会議の活用を図ることとする。</u> (2) 農業生産基盤及び農業施設の整備 効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に<u>大区画ほ場整備等の高生産性農業基盤整備を事業効果の早期発現を図る観点から重点的かつ加速的に進めるとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進するものとする。</u> <u>この場合において、農業と工業等との均衡を図る観点から、ほ場整備と併せて工場用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と工業等の導入促進があいまって計画的に実施されるよう努めるものとする。</u> 9 <u>農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止等に関する事項</u> <u>農村地域の環境を保全するため、環境基本法、千葉県環境基本条例等の環境保全関係諸法令に基づき、優れた自然の保全、森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成、公害の防止はもとより、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理など、大気環境、水環境、地質環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるとともに、環境基本計画、千葉県環境基本計画等の環境保全に関する計画との整合を図るものとする。</u> <u>また、工業等の導入時及び導入後においても、当該工業等及び地域の特性に応じた環境項目について監視し、必要に応じて環境に与える影響について調査検討を行い、環境保全に努めるものとする。</u> <u>さらに、道路貨物運送業、倉庫業等の進出、並びに共同流通業務施設の</u>
---	---

	<u>設置による交通量の増加等に伴う公害等の防止にも配慮することとする。</u> <u>(1) 立地上の配慮事項</u> <u>用地選定にあたっては、「千葉県環境基本計画」(平成8年8月策定)に配慮するとともに、周辺土地利用についても十分留意するものとする。</u> <u>また、次の地域は原則として農村地域工業等導入地区(以下「地区」という。)に含めない。</u> <u>ア 自然公園法、千葉県立自然公園条例に定める自然公園の区域</u> <u>イ 千葉県自然環境保全条例に定める自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域</u> <u>ウ 鳥獣保護及狩猟二関スル法律に定める特別保護地区</u> <u>エ 特定植物群落地</u> <u>(2) 環境保全対策の検討及び実施計画への反映</u> <u>実施計画の策定に当たっては、次に示す事項に配慮するものとする。</u> <u>なお、地域特性に応じて環境に与える影響を調査検討し、実施計画に反映させるとともに、その結果は、「環境保全対策について検討した図書」として作成し、実施計画に添付するものとする。</u> <u>ア 全般的事項</u> <u>(ア) 個々の企業の環境保全対策、廃棄物対策及び自然環境の保全については、環境関係及び自然環境保全関係諸法令並びに要綱、指針等に定められている事項を遵守する内容とする。</u> <u>(イ) 先端技術産業など未規制の化学物質の使用が想定される場合には、その排出(流出、廃棄を含む。)による環境への影響について調査検討を行う。</u> <u>イ 大気汚染関係</u> <u>周辺環境及び農作物等への影響を考慮し、良質燃料の使用、排出ガス処理装置の設置等の対策の実施により大気汚染物質の排出を極力抑制する。</u> <u>ウ 水質汚濁関係</u> <u>(ア) 排出水の循環利用、雨水の有効利用等、用水の使用合理化に努めるとともに、可能な限り排出水量を低減する。</u> <u>(イ) 排出水については、適正な排水処理施設の設置等により、放流水域の現状水質及び利水に影響を与えない水質及び汚濁負荷量とする。特に、農業用水への影響を考慮し、窒素、リンの排出を抑制す</u>
--	--

	<u>る。</u> <u>(ウ) 工程排水の地下浸透は行わない。</u> <u>工 土壌汚染関係</u> <u>土壌汚染に係る環境基準を遵守するとともに、その他の有害物質による汚染も防止する。</u> <u>オ 騒音・振動・悪臭関係</u> <u>(ア) 騒音、振動 悪臭を発生するおそれのある工場等については、防止対策の実施、工場等の適正配置に留意する。</u> <u>(イ) 必要に応じ緩衝地帯等を設置する。</u> <u>カ 地盤沈下関係</u> <u>(ア) 工業用水及び生活用水については、地下水採取規制地域外においても、地下水の使用による地盤沈下や地下水位の著しい低下を生じさせないように留意することとし、可能な限り表流水源等による用水確保に努める。</u> <u>(イ) 地下水かん養機能の維持を考慮した緑地の保全、土地造成、建物配置を行うとともに、雨水浸透枳や透水性舗装等の採用により、地下水のかん養に努める。</u> <u>キ 廃棄物関係</u> <u>(ア) 廃棄物の環境に与える負荷を軽減するため、発生量を抑制し、やむを得ず発生する廃棄物はできる限り再利用化及び減量化を図り、最終処分対象量を減少させる。</u> <u>(イ) 特別管理廃棄物については、原則として、地区内に個別又は共同で適正に処理できる施設を確保整備する。</u> <u>(ウ) 最終処分場については、地区内に確保、整備するよう努める。</u> <u>(エ) 生活排水は、地区内に共同処理施設を整備し、この処理施設から生ずる汚泥は原則として当該市町村が処理を行う。</u> <u>ク 自然環境関係</u> <u>(ア) 地形に順応した造成を行い、自然環境の保全を図るとともに、災害の防止及び水源のかん養に支障をきたさないよう措置を講ずる。</u> <u>(イ) 地区内の自然環境についての現況把握を行い、良好な自然環境については積極的に保全する。</u> <u>(ウ) 地域の景観との調和を図る。</u> <u>(3) 実施計画の具体化にあたっての配慮事項</u>
--	---

「法第4条第3項第4号（任意的記載事項）」

8 その他必要な事項 基本方針5、ガイドライン第3 1 ⑧

(1) 環境の保全等 旧計画9を移設

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努める。

また、交通量の増加に伴う大気汚染、騒音、振動等について配慮するとともに、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮 旧計画10 (4) から移設

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望

実施計画の具体化にあたっては、次の事項について配慮するとともに、進出企業に対して適切な指導を行うものとする。

ア 進出企業を決定する際には、実施計画及び「環境保全対策について検討した図書」との整合を取るとともに、進出企業の事業計画及び環境保全対策について、事前に県及び市町村と協議し、環境保全に万全を期す。

イ 県・市町村から自然環境保全協定等の締結を要請されたときは、進出企業はこれに応ずる。

ウ 進出企業にあつては、敷地内の緑化に努めるとともに、敷地面積が1万平方メートル以上のものについては、県と企業との間で、千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定を締結する。

エ 事業実施による周辺の環境汚染の状況を監視するため、関係機関と協議のうえ、監視測定体制を整備する。

10 その他必要な事項

(1) 農村地域への工業等の導入の広域的推進 削除

農村地域への工業等の導入の円滑な推進を図るため、農村地域工業等導入地区の再編成、実施計画の見直し等を目的とし、広域的に推進する必要がある場合は、県は支庁を区域とする地域で関係市町村の協力のもとに、農村地域への工業等の導入の広域指針を作成する等して、既存の工業等導入地区の見直し、工業等の導入の推進を積極的に行うものとする。特に中山間地域等立地条件に恵まれない地域については、広域的観点からの工業等導入の主旨を最大限に生かし、関係する市町村間において産業基盤、生活基盤等整備の機能分担を図るとともに、一体的な計画策定、企業誘致への取組を推進するものとする。

なお、広域指針の作成又は見直しにあたっては、県及び市町村の既存の地域振興に関する計画との調和に配慮するものとする。

また、県は農村地域に工業等を導入することにより、当該地区を拠点として周辺の農村地域への工業等の導入が促進すると認められる場合には、拠点実施計画を策定するものとし、一つの農村地域だけでは工業等の導入が特に困難であり、広域の見地から判断して必要と認められる場合には、関係市町村と連携を図りながら当該地域の特色を十分に踏まえ

者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。 (3) 過疎地域等への配慮 旧計画10 (5) から移設 <u>過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。</u> (4) 農業団体等の参画 旧計画10 (6) から移設 <u>実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。</u> (5) 関係部局間の十分な連携等 旧計画10 (7) から移設 <u>農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。</u> <u>また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、市町村においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努める。</u> (6) 企業への情報提供等 旧計画10 (2)・(8) から移設 <u>産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあつせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。</u> <u>これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び各地方農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあつせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の</u>	<u>て広域実施計画を作成するものとする。</u> <u>なお、広域実施計画を作成する場合、必要な産業基盤、生活基盤等の整備については、関係市町村における適正な機能分担及び連携協力の下、現在の整備の状況を踏まえ、導入を予定する工業等の特性及びニーズに応じた立地条件等を考慮し、一体的な企業誘致等により工業等導入を計画的に促進するものとする。</u> (2) 工業等導入地区に関する情報等の周知徹底及び立地後の企業の指導 <u>工業等導入地区に関する情報、法に基づく企業の優遇措置について、企業等に周知徹底を図るとともに、工業等導入地区への工業等の導入を積極的かつ継続的に進めるものとする。特に、道路貨物輸送業、倉庫業等については、関連業種との一体的な立地の推進にも配慮しつつ、その一層の推進を図る。</u> <u>また、立地後の企業についても、その定着及び発展を図るために必要な指導その他の援助を行うものとする。</u> (3) 下請関連企業及び地元中小企業の育成 削除 <u>導入した工業等の円滑な活動に資するため、関連中小企業の誘致等に努めるものとする。</u> <u>また、地域に根ざした既存中小企業の育成を図り、(財)千葉県中小企業振興公社を活用して、下請取引の活性化を促進することにより、地域への波及効果を高めるものとする。</u> (4) 農村地域の活力の維持増進への配慮 <u>若年者の流出や高齢化の進行により活力の低下が見られる地域については、工業等の導入を進めて、新規学卒者やUターン希望者の雇用機会の確保を図るとともに、定住条件の整備や職業紹介の充実などに努めるものとする。</u> (5) 過疎地域等への配慮 <u>農村地域工業等導入が過疎地域及び半島振興地域等における地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいため、これらの地域に関する施策との連携に十分留意し、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。</u> (6) 農業団体等の参画 <u>農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、農業団体、商工団体等との連携を積極的に取りながら農業構造改善との関連に配慮し、計</u>
---	--

<u>活用に努める。</u> <u>その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。</u> (7) <u>遊休地解消に向けた取組</u> 新設 <u>既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、県や市町村のホームページや誘致活動で紹介するなど、当該土地の活用を図るものとする。</u> (8) <u>撤退時のルール の 制定</u> 新設 <u>立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に市町村に報告する等の撤退時のルールを市町村の実施計画において定めるよう努める。</u> (9) <u>実施計画のフォローアップ体制の確保</u> 新設 <u>市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。</u> <u>確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、実施計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。</u> <u>この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。市町村は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。</u>	<u>画の策定及び計画の具体化を図るものとする。</u> <u>また、企業が導入された後も、企業が地元で円滑に定着できるよう、これら関係団体等との連携を取りながら、諸問題等の解決が図られるように努めるものとする</u> (7) <u>連絡調整体制の確立</u> <u>農村地域へ導入された企業と・地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等との連絡調整体制の整備に努めるものとする。</u> (8) <u>農村地域工業導入センターの活用</u> <u>農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等の導入に関する情報の収集及び提供、立地企業等のあっせん活動、広域指針・実施計画の策定等に関する助言、立地企業の情報交換・交流促進等を行う(財)農村地域工業導入促進センターの活用 に努めるものとする。</u> (9) <u>地価の安定等への配慮</u> 削除 <u>農村地域への工業等の導入にあたっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう配慮する。</u>
--	---

<u>(削除)</u>	<u>参 考 資 料</u> ～ (略) ～
--------------------	--------------------------------------